災害救助法適用地域の特別お取扱いについて【続報】

このたびの**『令和4年8月3日からの大雨』**にて被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法適用地域で被災されたご契約者様からお申し出をいただいた場合、 下記のような特別のお取扱いをいたします。

災害救助法適用市町村:

【山形県】(8月3日公表)

米沢市・寒河江市・長井市・南陽市・西村山郡大江町・東置賜郡高畠町・東置賜郡川西町・ 西置賜郡小国町・西置賜郡白鷹町・西置賜郡飯豊町

【新潟県】(8月3日公表)

村上市・胎内市・岩船郡関川村

【石川県】(8月4日公表)

金沢市・小松市・白山市・加賀市・能美市・野々市市・能美郡川北町

【福井県】(8月4日公表)

南条郡南越前町

1. 保険料のお払い込みについて

保険料をお払い込み中のご契約で、このたびの災害の影響によりお払い込みが困難な場合、保険料のお払い込みを猶予する期間を最長6カ月間延長いたします。

2. 保険金・給付金等の簡易迅速なお支払いについて

お手続に必要な書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

【お問い合わせ先】

ご契約者様サポートセンター 通話料無料 0800-111-8164 午前9時~午後5時

(日・祝・年末年始等の休業日を除く)